平成２５年（フ）第１４０５号
横浜市磯子区上中里町1028番地　20棟2041号
債務者　山碕　昌義
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植田　　薫
4　破産債権の届出期間　平成25年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月23日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０３号
千葉県銚子市新生町１丁目41番地の７
債務者　明平　光義
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平木　正雄
4　破産債権の届出期間　平成25年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４６号
茨城県結城市新福寺３丁目12番地４ヒーローマンション城南Ｂ101
債務者　小松田由久
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐津　悠輔
4　破産債権の届出期間　平成25年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１５０号
茨城県坂東市沓掛4087番地３
債務者　落合　佑次
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平久　　真
4　破産債権の届出期間　平成25年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１３９９号
横浜市保土ケ谷区法泉３丁目５番12号
債務者　清水　時正
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　政克
4　破産債権の届出期間　平成25年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０６号
広島市中区光南１丁目４番９号
債務者　倉田萬亀年
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水中　誠三
4　破産債権の届出期間　平成25年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４７号
大分県由布市挾間町大字北方169―１コーポアール北方Ａ101号、住民票上の住所大分市大字高瀬602番地の15田尻グリーンハイツ中央区18組278号
債務者　山本　裕司
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城向　一徹
4　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４１号
京都府京丹後市網野町掛津847番地の１
債務者　稲岡隆太郎
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第４４７号
仙台市宮城野区福田町２丁目２番18―1503号
債務者　小林　大介
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
愛媛県松山市高砂町３丁目２番地20　ライブタウン高砂611号、住民票上の住所愛媛県松山市安居島甲24番地
債務者　長嶋　愛子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９２号
福岡県久留米市御井町2404―１　医療法人佐孝会佐々木外科医院、住民票上の住所福岡県久留米市御井町629番地３
債務者　青柳一二三
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兵頭　充紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１７２号
兵庫県西宮市上之町34番４号、前住所兵庫県宝塚市旭町２丁目20番16―603号
債務者　一芝　利彦
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
兵庫県姫路市安富町長野298番地１
債務者　槇本　圭一
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月29日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３５３号
大阪府泉南市馬場２丁目28番57号、前住所和歌山市福島562番地の３
債務者　山中　浩義
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３５４号
大阪府泉南市馬場２丁目28番57号、前住所和歌山市福島562番地の３
債務者　山中知永子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係